

離島における医療や

介護の確保についての支援

厚生労働省政策統括官付政策統括室

高齢者をはじめとする離島住民が、離島での生活を継続していくためには、医療や介護の確保が必要となる。本稿では離島における医療や介護の確保に向けて厚生労働省で行っている事業や事例を紹介していきたい。

なお、これらの事業については、内閣府・国土交通省が毎年まとめている「離島振興のための支援メニュー集」〔※1〕にも記載されているため、こちらも併せてご参照いただきたい。

医療の確保

令和六年度から開始する第八次医療計画に係る基本方針及

び作成指針においては、「へき地の医療計画の策定に当たっては、医師確保計画と連携・整合性をとること」「オンライン診療を含む遠隔医療を活用したへき地医療の支援を行うこと」等を新たに盛り込んでいる。

さらに、同四年一月一日に成立した「離島振興法の一部を改正する法律」（令和四年法律第九二号。以下、「改正離島振興法」という）により、国及び地方公共団体は、遠隔医療の実施等により、離島における医療の充実が図られるよう特別の配慮をすることとされた。

これらを踏まえ、厚生労働省では、以下の事業と併せ、離島地域の医療提供体制のより一層の充実に取り組んでいく。

へき地保健医療対策事業

現在、第七次医療計画に基づき、都道府県が地域の实情に応じて離島を含むへき地の医療の確保に関する計画を策定し、以下①～③のような対策を講じている。

①へき地医療支援機構の設置（都道府県ごとに一カ所）を通じた、へき地診療所等への代診医等の派遣調整

②へき地医療拠点病院の指定による、無医地区等への巡回診療、へき地診療所等への医師派遣、遠隔医療等の各種診療支援

③へき地診療所の設置のための運営費・施設・設備整備費等の補助

厚生労働省では、都道府県が実施するこれらの事業に対して、運営費・施設・設備整備費等の補助を行っているほか、巡回診療車・巡回診療船や、患者輸送車・輸送艇等の整備に係る費用についても補助を行っている。

地域医療支援センター運営経費等（地域医療介護総合確保基金）

離島を含め医師が少ない地域における医師確保を図るため、都道府県において、医師確保の方針、確保すべき医師数の目標、当該目標の達成に向けた施策内容を「医師確保計画」として定めるとともに、地域医療支援センターを設置し、以下①～③のような取組を行っている。

①都道府県内の医師確保状況の調査分析

②医療機関や医師に対する相談援助（医療機関関係者および就業を希望する医師や学生等への情報の提供等）や医師派遣事務

③キャリア形成プログラム【※2】の策定、派遣医師のキャリア支援・負担軽減

厚生労働省では、これらに対して地域医療介護総合確保基金による支援を行っている。

遠隔医療設備整備事業

へき地医療の確保等を目的とし、遠隔病理診断・遠隔画像による診断及び助言並びに在宅患者に対する遠隔診療といった遠隔医療の実施に必要なコンピューター機器・通信機器等の整備に対し、補助を実施している。

ドクターヘリ導入促進事業

厚生労働省では、ドクターヘリ【※3】の全国展開を推進するため、平成一三年度からドクターヘリ導入促進事業において、救命救急センターに配備されるドクターヘリの運航に必要な経費について財政支援を行っている。令和五年四月現在、四六都道府県五六機を整備。

事例の紹介

①へき地保健医療対策事業

瀬戸内海に面する四県の済生会支部が共同で運営している瀬戸内海巡回診療事業では、X線装置等の医療機器を備えた巡回診療船「済生丸」を活用し、昭和三七年から六〇年に渡り、島しょ部での巡回診療や検診、健康教室等を実施しており、これまでの受診延人数は六〇万人を超えている〔※4〕。

②遠隔医療設備整備事業

鹿児島県奄美市に所在している鹿児島県立大島病院は、病院内の病理医（疾患の確定診断を行う医師）が不在となると、術中迅速病理診断〔※5〕を行うことができず、手術等の診療に影響を及ぼすことが課題となっている。一方、鹿児島大学大学院には病理学研究室があり、病理診断に対応できる教授等が複数在籍しているため、リアルタイムな病理診断を行うことが可能となっている。

そこで、鹿児島県立大島病院の画像送信用サーバーから、鹿児島大学大学院病理学研究室の画像閲覧用PCへ検査データを送信し、教授等がリアルタイムに遠隔病理診断を行うことで、術中迅速病理診断を実施することが可能となるように、ネットワークを繋ぐ等、遠隔医療に必要なシステムを構築した。

介護の確保

改正離島振興法において、国及び地方公共団体が、離島振興対策実施地域における介護サービスの確保及び充実を図るため、島内の人材の活用等による介護サービスに従事する者の確保及び介護ロボット等の導入について適切な配慮をすることが新たに明記された。こうした内容も踏まえつつ、離島における介護の確保に向け、以下の事業を行っている。

■地域の实情に応じた介護サービスの提供

①基準該当サービス・離島等相当サービス

基準該当サービスとは、介護人材不足や特殊な地理的要件により、指定居宅サービス事業者の全ての指定基準（法人格人員基準、設備・運営基準）を満たすことが困難な場合、一定水準を満たすサービス提供を行う事業者について、市町村がそのサービスを「基準該当サービス」として保険給付の対象とすることができるもの。

離島等相当サービスとは、指定居宅サービス・基準該当居宅サービスともに確保が著しく困難な離島等の地域で、人員基準、設備・運営基準を定めず、一定の質をもつ居宅サービスに相当するサービスを、市町村が「離島等相当サービス」として保険給付の対象とすることができるもの。

これらの活用により、離島など事業者確保が困難な地域であっても、柔軟な介護サービスの提供が可能となっている。

②介護報酬の加算と利用者負担軽減

離島等の人口密度が希薄であり、交通の便が悪い等の地域に所在する事業所等が行う訪問系・通所系・多機能系サービスについては、介護報酬における加算で評価を行っており、離島は、特別地域加算（サービス費用の一五パーセント）、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算（同五パーセント）の対象となっている。

また、特別地域加算の取得に伴い利用者負担額も増額されるところ、他地域との均衡を図る観点から、離島等における低所得者の利用者負担額の一割分を軽減（通常一〇パーセントの利用者負担を九パーセントに）する措置を行っている。

③地域医療介護総合確保基金（施設分）

地域包括ケアシステムの構築を推進し、可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス施設等の整備への助成や、介護施設の開設準備経費等への支援、特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善など、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行っている。

また、離島は施設等の建設コストが本土と比べ割高になっ

ており、事業者誘致の際の課題となっていることを踏まえ、令和元年度より、施設整備を行う施設・事業所等が、離島・奄美群島・小笠原諸島又は特別豪雪地帯に所在する場合には補助単価の八パーセント加算措置を実施している。

■介護人材確保

①地域医療介護総合確保基金（人材分）

離島等における介護人材の確保に向けた取組を支援するため、「地域外から介護事業所に就職するための引越費用の補助」「介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援」「外国人介護人材の就労・定着を図るための受入環境の整備」等の費用の一部について補助している。

②離島等サービス確保対策事業

離島等地域の実情を踏まえた介護サービス確保等のため、離島等におけるホームヘルパー養成等、人材の確保対策に重点をおき、具体的な方策・事業の検討や試行的事業等を実施した場合、その費用の一部について補助している。

③ICT・介護ロボット導入支援事業

都道府県に設置された地域医療介護総合確保基金を活用して、介護サービス事業所のICT・介護ロボット導入に要する費用の一部を補助している。

ICT導入支援は、介護ソフト、タブレット端末、インカ

ム、Wi-Fi機器等の、記録、情報共有、請求の各業務が一気通貫で行えるICT機器が補助対象となっている。介護ロボット導入支援は、装着型パワーアシスト、見守りセンサー等の、移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援などで利用する介護ロボット【※6】が補助対象となっている。

④介護福祉士修学資金貸付事業等

地域の福祉・介護人材の育成、確保、定着を支援するため、介護福祉士養成施設に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す学生に対し月五万円以内で修学資金の貸し付けを実施している。介護福祉士の資格取得後五年間介護業務に従事した場合に、貸付金の返済が免除されるが、離島等の厚生労働大臣が定める地域で従事した場合には三年間介護業務に従事することで返済が免除される。

また、介護分野における介護職としての参入を促進するため、他業種等で働いていた者等であって、一定の研修等を修了し、介護職員等として就労する者に対し二〇万円以内の就職支援金の貸し付けを実施している。二年間介護分野における介護職員として継続して従事した場合に、借り受けた就職支援金の返済が免除される。詳細は各都道府県社会福祉協議会へお問い合わせいただきたい。

■事例の紹介

①東京都三宅村（三宅島）

地域医療介護総合確保基金（人材分）を活用し、地域外から就職するために引越した職員への転居費用の補助や、地域外での研修を受講するための費用を補助している。

②鹿児島県瀬戸内町（加計呂麻島）

同島の施設・事業所従業者は奄美大島から町営フェリーで通勤する者が多いが、同船が荒天で欠航した場合、民間小型船舶を借り上げる必要があり、同施設・事業所にとって経営面で大きな負担となっていることから、離島等サービズ確保対策事業を活用し、費用の一部を補助している。

※1：詳細は国土交通省離島振興課HP参照。

※2：医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保及び医師の能力開発・向上の機会の確保の両立を目的として、都道府県が策定する計画。その適用により、対象医師は、一定期間、へき地や離島等の医師少数区域の医療機関で勤務する。また、対象医師のキャリアパスに配慮して診療科や就業先の異なる複数のコースを設定する。

※3：急病・事故や災害等の発生時に、直ちに医師等が搭乗して、救急現場等に出動し、救急医療を提供するためのヘリコプター。救急医療に精通した医師が、救急現場等で直ちに救命医療を開始できることや搬送時間が短縮されることなどから、救命率の向上や後遺症の軽減に大きな効果を上げている。

※4：詳細は瀬戸内海巡回診療船済生丸HP参照。

※5：手術中に実施する病理診断（患者から採取した臓器・組織・細胞などを顕微鏡で観察し、癌等の様々な疾病の診断や病態評価を行う診断）で、15～30分程度で診断を実施する必要がある。

※6：詳細は厚生労働省HP参照。



※1



※4



※6